

**令和5年4月施行！**

**労働・社会保険関係  
法改正**

**重要ポイント**



- 1. 労働基準法関係**
- 2. 育児介護休業法関係**
- 3. 健康保険法関係**

# 1. 労働基準法関係

## 1. 中小企業への月60時間超の時間外労働 割増賃金率50%以上の適用

① 中小企業

② 月60時間超の時間外労働

③ 割増賃金率50%以上の適用

**➡月60時間超の時間外労働に対する割増賃金  
引き上げ分との差額の支払いに変えて、  
代替休暇を付与する制度導入も可能  
※労使協定の締結が必要**


## 2. 賃金デジタル払いの解禁

- ① 労働者の**個別**の同意
- ② **厚生労働大臣**の指定を受けた**資金移動業者**
- ③ 実際には**まだ運用されていない**



## 5. 指定資金移動業者一覧

※省令が施行される令和5年4月1日以降、資金移動業者からの申請に基づき、厚生労働省で審査の上、資金移動業者を指定します。指定した際には、速やかに、指定された資金移動業者に関する情報（資金移動業者の名称、資金移動サービスの名称、資金保全の仕組みに関する情報、労働者からの同意取得時に記載が必要な情報など）の一覧を掲載する予定です。

 [ページの先頭へ戻る](#)

出典：厚生労働省ホームページ

## 2. 育兒介護休業法関係

### 1. 常時雇用労働者1,000人超の事業主への 男性労働者の育児休業等の取得状況の 公表義務化

- ① 常時雇用労働者1,000人超
- ② 男性労働者の育児休業等取得状況
- ③ 公表義務化（罰則は無し）

# 3. 健康保險法關係

## 1. 健康保険の被保険者等に支給する 出産育児一時金の引き上げ (42万円→50万円)

- ① 健康保険の被保険者等
- ② 出産育児一時金の引き上げ
- ③ 42万円➡50万円

最後までご視聴いただき  
ありがとうございました！

チャンネル登録もしていただけると  
とても励みになります😊